

(別紙：料金表)

介護保険利用料金一覧表（訪問看護）

(介護給付の範囲を超えたサービス料金は10割が自己負担となります。)

【基本利用料】				
訪問形態	単位	自己負担金 (円) (1割負担)	自己負担金 (円) (2割負担)	備 考
20分未満	311	311	622	欄外参照
30分未満	467	467	934	
30分以上1時間未満	816	816	1,632	
1時間以上1時間半まで	1,118	1,118	2,236	
サービス提供体制強化加算	6	6	12	厚生労働大臣が定める基準による
看護体制強化加算（Ⅰ）（月1回）	600	600	1,200	厚生労働大臣が定める基準による
看護体制強化加算（Ⅱ）（月1回）	300	300	600	厚生労働大臣が定める基準による
【その他の加算等】				
特別管理加算（Ⅰ）（月1回）	500	500	1,000	厚生労働大臣が定める基準による
（Ⅱ）（月1回）	250	250	500	
緊急時訪問看護加算	574	574	1,148	
長時間訪問看護加算	300	300	600	1時間30分を超える場合
複数名訪問加算（Ⅰ）看護師2名				厚生労働大臣が定める基準による
①30分未満	254	254	508	
②30分以上	402	402	804	
複数名訪問加算（Ⅱ）看護師+補助者				厚生労働大臣が定める基準による
①30分未満	201	201	402	
②30分以上	317	317	634	
退院時共同指導加算（1回）	600	600	1200	厚生労働大臣が定める基準による
初回加算（1回）	300	300	600	初回の訪問看護を行なった月に算定
看護・介護職員連携強化加算 （月1回）	250	250	500	訪問介護員が特定行為業務を円滑に行なう為の支援
ターミナルケア加算（死亡月）	2,000	2,000	4,000	厚生労働大臣が定める基準による
夜間加算（18時～22時まで）	所定単位の25/100が加算されます			
早朝加算（6時～8時まで）	所定単位の50/100が加算されます			
深夜加算（22時～6時まで）	所定単位の50/100が加算されます			
【通常の事業の実施地域以外にお住まいの方】				
特別地域訪問看護加算 （中山間地域等）	1回の訪問看護基本料金に5%加算となります。			

- * 20分未満の訪問は、週1回以上20分以上の訪問がある場合のみ利用可能となります。
- * 長時間訪問看護加算は特別管理加算の対象者のみにとなります。
- * 状態により特別訪問看護指示書が交付された場合、介護保険での訪問看護費は算定せず、医療保険扱いの算定となります。

平成 30年 4月 1日 現在